

令和6年度 三次市観光プロダクト造成事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三次市内の観光事業者による体験型観光プロダクトの造成及びモニターツアー等テストマーケティングの実施に対して、予算の範囲内で経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 観光事業者 宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者といった観光客を受け入れる観光事業の実施主体
- (2) 観光プロダクト 地域の観光資源を活用した観光客に対する商品

(助成金の対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げるいずれの事項を満たしたものを対象とする。

- (1) 別表に定める国県等の補助制度等で採択されたもの
- (2) 体験型コンテンツの造成、販売に向けた必要な備品等の整備を行うもの
- (3) モニターツアー等テストマーケティングを実施するもの

(助成対象経費)

第4条 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に規定する国県の補助制度等において、消費税及び地方消費税額を除く事業者負担となる費用とする。

(助成率及び助成限度額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和6年10月31日までに代表理事へ提出するものとする。ただし、交付決定額が予算額に達した場合には、受付を終了する。

- (1) 国県等へ提出した申請書類の写し
- (2) 国県等の補助制度等の交付決定通知書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

(助成金交付決定等)

第7条 代表理事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、助成金額を決定し、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとき認めるときは、三次市観光プロダクト造成事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により理由を付して、申請者にそれぞれ通知するものとする。

- 2 代表理事は、前項の規定により交付を決定する場合には、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 申請者は、助成金交付決定額に変更が生じる場合には、必要書類を添付した三次市観光プロダクト造成事業助成金変更承認申請書（様式第4号）により、あらかじめ代表理事の承認を受けなければならない。
- 4 代表理事は、前項の助成金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、助成金の額を変更決定し、三次市観光プロダクト造成事業助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。ただし、助成金の額については、第1項により決定した額を超えないものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成対象事業が完了したときは、指定する期限までに三次市観光プロダクト造成事業助成金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、代表理事へ提出しなければならない。

- (1) テストマーケティング（モニターツアー）実施報告書
- (2) 国県等へ報告した完了報告書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第9条 代表理事は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 申請者は、交付の確定した助成金の支払を受けようとするときは、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付請求書（様式第8号）を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

3 助成金の交付は三次市観光プロダクト造成事業助成金交付概算払請求書（様式第9号）を代表理事に提出することで、交付決定額の9割以内で概算払することができる。

（助成金の返還）

第11条 代表理事は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 特段の事情なく、購入した備品を3年以内に売却・処分したとき。
- (3) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

助成金の対象事業

区分	対象関連事業
国土交通省 観光庁	観光プロダクト造成 関連補助金 ナイトタイムエコノミー関連補助金 インバウンド地方誘致関連補助金 着地整備 関連補助金 その他、みよし DMO の事業推進に必要と判断された補助金
広島県観光連盟	観光プロダクト開発促進補助金
その他の中央官庁	みよし DMO の事業推進に必要と判断された補助金

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（一社）三次観光推進機構 代表理事 様

住 所

名 称

代表者名

三次市観光プロダクト造成事業助成金交付申請書

三次市観光プロダクト造成事業助成金の交付を受けたいので、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名称 _____

2 助成金交付申請額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 国県等へ提出した申請書類の写し
- (2) 国県等の補助制度等の交付決定通知書の写し

事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	積算根拠
助成金		
国県等の補助金等		
自己資金		
合計		

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	助成対象 経費	助成金等 充当額	積算根拠
合計				

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

（一社）三次観光推進機構 代表理事

印

三次市観光プロダクト造成事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市観光プロダクト造成事業助成金については、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 助成事業の名称

2 交付決定金額 金 円

3 交付決定の内容

この助成金の交付対象となる事業は、三次市観光プロダクト造成に係る事業で、その内容は、年 月 日付けの申請書のとおりとする。

4 交付の条件

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

（一社）三次観光推進機構 代表理事

印

三次市観光プロダクト造成事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市観光プロダクト造成事業助成金については、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

1 不交付決定理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（一社）三次観光推進機構 代表理事 様

住 所

名 称

代表者名

三次市観光プロダクト造成事業助成金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で助成金交付の決定を受けた三次市観光プロダクト造成事業助成金の交付の変更を受けたいので、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 助成事業の名称

2 助成金の変更申請額

交付決定額 金 円

変更申請額 金 円

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 変更収支予算書
- (2) 変更に係る国県等への提出書類の写し
- (3) 国県等の補助制度等の変更交付決定通知書の写し

変更収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	備考
助成金				
国県等の補助 金等				
自己資金				
合計				

2 支出

(単位：円)

上段：予算額，中段：助成対象経費，下段：助成金等充当額

区分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	備考
合計				

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

（一社）三次観光推進機構 代表理事 印

三次市観光プロダクト造成事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した三次市
観光プロダクト造成事業助成金の交付決定の内容を，三次市観光プロダクト造成
事業助成金交付要綱第 7 条の規定により，次のとおり変更したので通知します。

1 事業の名称

2 助成金の交付決定額

既交付決定額 金 円

変更後交付決定額 金 円

3 その他

様式第6号（第8条関係）

三次市観光プロダクト造成事業助成金実績報告書

年 月 日

（一社）三次観光推進機構 代表理事 様

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付け 第 号で助成金交付の決定を受けた三次市観光プロダクト造成事業が完了したので、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 助成事業の名称

2 助成金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

精算額 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) テストマーケティング（モニターツアー）実施報告書

(2) 国県等へ報告した完了報告書の写し

事業収支決算書

1 収入

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	積 算 根 拠
助成金			
国県等の補助金等			
自己資金			
合計			

2 支出

(単位：円)

区分	予算額		決算額		助成金等 充当額	積算根拠
		助成対象 経費		助成対象 経費		
合計						

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

（一社）三次観光推進機構 代表理事

印

三次市観光プロダクト造成事業助成金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により助成金の交付を決定した三次市観光プロダクト造成事業助成金については、三次市観光プロダクト造成事業助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

様式第8号（第10条関係）

三次市観光プロダクト造成事業助成金交付請求書

年 月 日

（一社）三次観光推進機構 代表理事 様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号により助成金交付の確定を受けた、三次市観光プロダクト造成事業助成金として、次のとおり請求します。

- 1 助成金交付確定額 金 円
- 2 概算払額（既払額） 金 円
- 3 助成金交付請求額 金 円
- 4 振込先

フリガナ	
口座名義	
金融機関名	農協 銀行 金庫 信組 店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	

様式第9号（第10条関係）

三次市観光プロダクト造成事業助成金交付概算払請求書

年 月 日

（一社）三次観光推進機構 代表理事 様

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号により助成金交付の決定を受けた、三次市観光プロダクト造成事業助成金として、次のとおり概算払いを請求します。

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 請求額（概算払額） 金 円
- 3 振込先

フリガナ	
口座名義	
金融機関名	農協 銀行 金庫 信組 店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	